

7 鉄鋼，非鉄金属，金属製品

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 2611-01 | 2611-011 | 銑鉄 |

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。
 (品目例示) 高炉銑，電気炉銑
 (対応するISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|--------|
| 2611-02 | 2611-021 | フェロアロイ |

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2623「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) フェロニッケル，フェロクロム，フェロマンガン，フェロモリブデン，フェロバナジウム
 (対応するISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|--------|
| 2611-03 | 2611-031 | 粗鋼（転炉） |

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 普通鋼粗鋼，特殊鋼粗鋼
 (対応するISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|---------|
| 2611-04 | 2611-041 | 粗鋼（電気炉） |

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 普通鋼粗鋼，特殊鋼粗鋼
 (対応するISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|------|-----------|------|
| | 2612-011P | 鉄屑 |

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 本部門は、製造業及び建設業の生産活動及び最終需要部門で発生する鉄屑の競合部門である。
 (注意点) 本部門については、鉄屑を主生産物とする

部門（競合部門）がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|--|--|
| 2621-01 | 2621-011 2621-012 2621-013 2621-014 2621-015 2621-016 | 熱間圧延鋼材 普通鋼形鋼 普通鋼鋼板 普通鋼鋼帯 普通鋼小棒 その他の普通鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材 |

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 鋼半製品，軌条，形鋼，棒鋼，線材，鋼板，管材，鋼帯，外輪，工具鋼，構造用鋼，特殊用途鋼の生産活動を範囲とする。なお，鋼半製品は中間製品扱いとする。
 (品目例示) 普通鋼形鋼：鋼矢板，H形鋼，大形・中形・小形形鋼
 普通鋼鋼板：厚板，中板，薄板
 普通鋼鋼帯：冷延用鋼帯，その他用鋼帯
 普通鋼小棒：小形鉄筋用丸棒・異形棒，その他の小形棒鋼
 その他の普通鋼熱間圧延鋼材：軌条，大形・中形棒鋼，管材，パーインコイル，線材，外輪
 特殊鋼熱間圧延鋼材：工具鋼，構造用鋼，ばね鋼，軸受鋼，ステンレス鋼，耐熱鋼，快削鋼，ピアノ線材，高抗張力鋼，高マンガン鋼，合わせ鋼材

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------------------|----------------------|
| 2622-01 | 2622-011 2622-012 | 鋼管 普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管 |

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 熱間鋼管，冷間鋼管，めっき鋼管の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 普通鋼鋼管：普通鋼熱間鋼管（継目無鋼管，電縫鋼管，電弧溶接鋼管等），普通鋼冷けん鋼管，普通鋼めっき鋼管
 特殊鋼鋼管：特殊鋼熱間鋼管（継目無鋼管，電縫鋼管，電弧溶接鋼管等），特殊鋼冷けん鋼管

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-----------|
| 2623-01 | | 冷間仕上鋼材 |
| | 2623-011 | 普通鋼冷間仕上鋼材 |
| | 2623-012 | 特殊鋼冷間仕上鋼材 |

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 冷間ロール成型形鋼, 磨帯鋼, 磨棒鋼, 冷延鋼板, 冷延広幅帯鋼, 冷延電気鋼帯, 鉄線, 冷間圧造用炭素鋼線, 硬鋼線, 溶接棒心線, PC鋼線, ピアノ線, ステンレス鋼線, その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の行部門「2623-011 冷間仕上鋼材」を, 「2623-011 普通鋼冷間仕上鋼材」と「2623-012 特殊鋼冷間仕上鋼材」に分割。

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-------|
| 2623-02 | 2623-021 | めっき鋼材 |

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2651「ブリキ製造業」, 2652「亜鉛鉄板製造業」, 2654「めっき鉄鋼線製造業」及び2659「その他の表面処理鋼材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ブリキ, 亜鉛めっき鋼板, 針金, 亜鉛めっき硬鋼線, アルミめっき鋼板, ティンフリースチール

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 2631-01 | | 鍛鋼 |
| | 2631-011 | 鍛鋼 |
| | 2631-012 | 鍛鋼 |

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2663「鍛鋼製造業」及び2665「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鍛鋼: 普通鋼・特殊鋼鍛鋼品 (打放)
鍛鋼: 普通鋼・特殊鋼鍛鋼品 (鍛放)

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 2631-02 | 2631-021 | 鍛鉄管 |

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2694「鍛鉄管製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 直管 (普通・強じん鍛鉄), 異形管 (普通・強じん鍛鉄)

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|--------------|
| 2631-03 | | 鍛鉄品及び鍛工品 (鉄) |
| | 2631-031 | 鍛鉄品 |
| | 2631-032 | 鍛工品 (鉄) |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2661「鍛鉄鑄物製造業 (鍛鉄管, 可鍛鍛鉄を除く)」, 2662「可鍛鍛鉄製造業」及び2664「鍛工品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鍛鉄品: 鍛鉄鑄物, 球状黒鉛鍛鉄, 合金鍛鉄, 可鍛鍛鉄, 精密鑄造品, 可鍛鍛鉄製鉄管継手

鍛工品 (鉄): 鍛工品 (自動車用, 産業機械器具用等)

(対応するISIC)

2731 鉄鋼鑄造業

2891 金属の鍛造, プレス, 打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------------|
| 2649-01 | 2649-011 | 鉄鋼シャースリット業 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2692「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|----------|
| 2649-09 | 2649-099 | その他の鉄鋼製品 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2691「鉄粉製造業」及び2699「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄粉, 純鉄圧延, ペレット

(注意点) 平成7年表において, 平成2年表に含まれていた「PC鋼より線」を「2899-092 金属線製品」に統合。

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 2711-01 | 2711-011 | 銅 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2711「銅第1次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-----------|
| 2711-02 | 2711-021 | 鉛・亜鉛（含再生） |

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2712「鉛第1次製錬・精製業」、2713「亜鉛第1次製錬・精製業」、2721「鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）」及び2722「亜鉛第2次製錬・精製業（亜鉛合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 鉛、再生鉛、減摩合金、はんだ、亜鉛、再生亜鉛、亜鉛合金
(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「2711-02,-021 鉛（含再生）」と「2711-03,-031 亜鉛（含再生）」を統合し、「2711-02,-021 鉛・亜鉛（含再生）」とした。
(対応するISIC) 2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-------------|
| 2711-03 | 2711-031 | アルミニウム（含再生） |

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2716「アルミニウム第1次製錬・精製業」及び2723「アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) アルミニウム地金、アルミナ、水酸化アルミ、アルミニウム再生地金、アルミニウム合金
(注意点) 平成7年表において、列・行の部門コードを平成2年表の「2711-04,-041」から「2711-03,-031」に変更。
(対応するISIC) 2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------------|
| 2711-09 | 2711-099 | その他の非鉄金属地金 |

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2714「貴金属第1次製錬・精製業」、2715「ニッケル第1次製錬・精製業」、2717「チタン第1次製錬・精製業」、2718「ウラン・トリウム第1次製錬・精製業」、2719「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」及び2729「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 金地金、銀地金、チタン、タングステン、すず、アンチモン、金再生地金、金合金、銀再生地金、銀合金、銅再生地金、銅合金
(対応するISIC) 2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|------|-----------|-------|
| | 2712-011P | 非鉄金属屑 |

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 本部門は、製造業の生産活動及び最終需要部門で発生する非鉄金属屑の競合部門である。
(注意点) 本部門については、非鉄金属屑を主生産物とする部門（競合部門）がないため、行部門のみを仮設部門として設ける。

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|---------|
| 2721-01 | 2721-011 | 電線・ケーブル |

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2741「電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル
(注意点) 平成7年表において、行部門「2721-011 銅電線」、「2721-012 アルミ電線」及び「2721-013 ケーブル」のうち光ファイバケーブルを除くものを「2721-011 電線・ケーブル」として統合。
(対応するISIC) 3130 絶縁電線・ケーブル製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-----------|
| 2721-02 | 2721-021 | 光ファイバケーブル |

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細部門2742「光ファイバケーブル（通信複合ケーブルを含む。）」の生産活動を範囲とする。
(注意点) 平成7年表において、行部門「2721-013 ケーブル」から光ファイバケーブルを分割し、列・行部門「2721-02,-021 光ファイバケーブル」として特掲。
(対応するISIC) 3130 絶縁電線・ケーブル製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 2722-01 | 2722-011 | 伸銅品 |

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2731「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 銅、黄銅、青銅等の伸銅品
(対応するISIC) 2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|---------|
| 2722-02 | 2722-021 | アルミ圧延製品 |

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2733「アルミニウム・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) アルミニウム板, アルミニウム円板, アルミニウム条, アルミニウム管, アルミニウム棒, アルミニウム型材, アルミニウム線, アルミニウムはく
(対応する ISIC)
2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|---------|
| 2722-03 | 2722-031 | 非鉄金属素形材 |

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 275「非鉄金属素形材製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 銅合金鋳物, 軽合金鋳物, 亜鉛・銅・アルミニウムダイカスト, 精密鋳造品, 鍛工品(アルミニウム)
(注意点) 平成7年表において, 部門の名称を「非鉄金属鋳鍛造品」から「非鉄金属素形材」に変更。
(対応する ISIC)
2732 非鉄金属鋳造業
2891 金属の鍛造, プレス, 打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 2722-04 | 2722-041 | 核燃料 |

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2791「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。
(対応する ISIC)
2330 核燃料加工業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------------|
| 2722-09 | 2722-099 | その他の非鉄金属製品 |

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2732「鉛・同合金圧延業(押出しを含む)」, 2739「その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)」及び2799「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 鉛管, 鉛板, 鉛合金伸線, 亜鉛製品, 金・銀・白金・ニッケル等の展伸材, 非鉄金属合金粉
(対応する ISIC)
2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|---------|
| 2811-01 | 2811-011 | 建設用金属製品 |

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2841「建設用金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 鉄骨, 軽量鉄骨, 橋りょう, 鉄塔, 水門, はしご
(対応する ISIC)
2811 構造用金属製品製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|---------|
| 2812-01 | 2812-011 | 建築用金属製品 |

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2842「建築用金属製品製造業(建築用金属を除く)」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) アルミニウム製サッシ・ドア, その他の金属製サッシ・ドア, シャッター, メタルラス, 鉄骨系プレハブ住宅, ユニットハウス, 建築用板金製品
(対応する ISIC)
2811 構造用金属製品製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|----------------|
| 2891-01 | 2891-011 | ガス・石油機器及び暖厨房機器 |

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2832「ガス機器・石油機器製造業」, 2833「温風・温水暖房装置製造業」及び2839「その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具, ガス機器, 石油機器を除く)」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) ガスこんろ・風呂釜・湯沸器等のガス機器, 石油ストーブ等の石油機器, 温風暖房器, 温水ボイラ等の暖房機器, 暖房用・調理用器具, 太陽熱利用機器
(対応する ISIC)
2930 他に分類されない民生用機械器具製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|---------------------|
| 2899-01 | 2899-011 | ボルト・ナット・リベット及びスプリング |

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類288「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2892「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。
(対応する ISIC)
2899 他に分類されないその他の金属製品製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|---------------|
| 2899-02 | 2899-021 | 金属製容器及び製缶板金製品 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類281「ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業」及び細分類2843「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ドラム缶, 18リットル缶, 食缶(缶詰用缶), 一般缶, コンテナ, 板金製タンク, 高压容器(ポンペ)

(対応するISIC)

2812 金属製タンク, 貯槽及び容器製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|--------------------|
| 2899-03 | | 配管工事付属品・粉末や金製品・道具類 |
| | 2899-031 | 配管工事付属品 |
| | 2899-032 | 粉末や金製品 |
| | 2899-033 | 刃物及び道具類 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2822「機械刃物製造業」, 2823「利器工匠具・手道具製造業(やすり, のこぎり, 食卓用刃物を除く)」, 2824「作業工具製造業(やすりを除く)」, 2825「やすり製造業」, 2826「手引のこぎり・のこ刃製造業」, 2827「農業用器具製造業(農業用機械を除く)」, 2831「配管工事用附属品製造業(バルブ, コックを除く)」及び2853「粉末や金属製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配管工事付属品: 金属製管継手, 金属製衛生器具, ノズル, 噴水口, 排水管, 止め栓

粉末や金製品: 機械部分品(粉末や金によるもの), 超硬チップ

刃物及び道具類: 機械刃物, 利器工匠具・手道具(ほう丁, ナイフ類, はさみ, 理髪用刃物, つるはし, ハンマ, ショベル, スコップ等), やすり, 作業工具(手引のこぎり, のこ刃, スパナ, ペンチ, ドライバ等), 農器具(すき, くわ, かま等), 農器具部分品

(対応するISIC)

2891 金属の鍛造, プレス, 打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業

2893 刃物, 手道具及び一般金物類製造業

2899 他に分類されないその他の金属製品製造業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|---------------|
| 2899-09 | | その他の金属製品 |
| | 2899-091 | 金属プレス製品 |
| | 2899-092 | 金属線製品 |
| | 2899-099 | その他の金属製品(除別掲) |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2821「洋食器製

造業」, 2829「その他の金物類製造業」, 2851「アルミニウム・同合金プレス製品製造業」, 2852「金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金プレス製品を除く)」, 小分類286「金属被覆・彫刻業, 熱処理業(ほうろう鉄器を除く)」, 287「金属線製品製造業(ねじ類を除く)」, 細分類2891「金庫製造業」及び2899「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金属プレス製品: アルミニウム製機械部分品, アルミニウム製台所・食卓用品, アルミニウム製飲料用缶, その他の金属プレス製品(打抜・プレス機械部分品, 王冠等)

金属線製品: くぎ, 金属製金網, P C 鋼より線, 鋼索, 電気溶接棒

その他の金属製品(除別掲): 金属洋食器, 金物(かぎ, 錠, 建築用金物, 架線金物等), 金属彫刻品, 金属熱処理品, 金庫, 硬貨, 金属製パッキン・ガスケット, 金属板ネームプレート, 金属製押し出しチューブ, 金庫の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2892 金属の処理・塗装業; 料金制又は契約制による一般機械エンジニアリング業

2893 刃物, 手道具及び一般金物類製造業

2899 他に分類されないその他の金属製品製造業

2919 その他の一般機械製造業